

官報

目次

Table listing various administrative notices and their page numbers, including items like 'Foreign exchange management', 'Land acquisition', and 'Public works'.

告示

大蔵省告示第八百二十六号
外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第十四條第二項の規定により、両替業務を営む営業所について、次のとおり廃止の届出を受理した。

昭和二十六年十二月四日
大蔵大臣 池田 勇人
名 称 営業 所名 所 在 地 廃止期日
財団法人 日 ホテル・トキワ内 愛知県名古屋市中区横代官 昭和二十六年十一月一日

大蔵省告示第八百二十七号
連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)第二條第三項第八号の規定により、左に掲げる財産に関する地上権を連合国財産として指定した。

Table listing land acquisition details for '昭和三十二年十二月四日' and '昭和三十二年十二月四日', including land type, quantity, and location.

告示

大蔵省告示第八百二十八号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第四百三十三号)第三條及び第五條の規定により、割増金附第十四回佐賀中央定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月四日
大蔵大臣 池田 勇人
一名 称 割増金附第十四回佐賀中央定期預金
二條 件
(一)契約期間 六月
(二)預入金額 一口千円
(三)取扱の時期 昭和二十六年十二月五日から同二十七年一月二十六日まで。

Table detailing the terms of the savings plan, including interest rates, withdrawal periods, and withdrawal amounts for different grades.

毎
明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可
庫

等級 割増金 当せんの数
 特賞 五〇、〇〇〇円
 前後賞 五、〇〇〇円
 一等 一〇、〇〇〇円
 二等 一〇、〇〇〇円
 三等 一〇、〇〇〇円
 四等 一〇、〇〇〇円
 五等 一〇、〇〇〇円
 計 八、八八五
 一〇、〇〇〇

六 抽せん期日 昭和二十七年二月十日
 抽せん開始日 昭和二十七年二月五日
 抽せん終了日 昭和二十七年二月五日

七 印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

●大蔵省告示第千八百三十八号
 割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十五年法律第五十三号）第三條第三項の規定に基き、同條第一項の規定による除却予防の命令の内容となる事項を次のように告示する。
 昭和二十六年十二月四日
 農林大臣 根本龍太郎

一 区域及び期間
 長崎県
 1 長崎県
 諫早市、大村市、一宮町、東彼杵郡千鶴村、彼杵町、川棚町、下波佐見町、上波佐見町、折尾瀬村、一宮町
 北高来郡森山村、江ノ浦村、田結村、戸石村、古賀村、深瀬村、小江村、湯江町、小長井村、一宮町
 南高来郡愛野町、一宮町
 西彼杵郡喜々津村、大草村、伊木力村、矢上村、日見村、一宮町

2 岡山県
 赤松郡高月村、高陽村、豊田村、小野田村、可真村、万富村、瀬戸村、瀬戸町、一宮町
 上道郡浮田村、玉井村、吉都村、一宮町
 和氣郡龍山村、一宮町
 3 鹿児島県
 贈野郡岩川町、財部町、志布志町、西志布志村、松山村、野方村、大崎町、恒吉村、末吉村、市成村、月野村、一宮町
 4 宮崎県
 小林市、一宮町
 東諸県郡八代村、綾町、稔佐村、高岡町、本庄町、一宮町
 西諸県郡高岡町、紙屋村、野尻村、一宮町
 北諸県郡高崎町、一宮町
 5 京都府
 舞鶴市、一宮町
 加佐郡八雲村、岡田上村、岡田中村、岡田下村、一宮町
 6 兵庫県
 加東郡来住村、一宮町
 加西郡九会村、下里村、賀茂村、一宮町
 伊南郡上莊村、平莊村、志方村、東志方村、西志方村、一宮町
 神崎郡豊村、香呂村、一宮町
 姫路市、一宮町
 飾磨郡谷内村、谷外村、置塩村、菅野村、曾左村、余部村、一宮町
 揖保郡太市村、龍田村、太子町、一宮町
 7 山口県
 岩国市、一宮町
 玖珂郡小瀬村、和木村、藤河村、御庄村、北河内村、南河内村、師木野村、通津村、鳴門村、柳井町、玖珂町、高森町、米

川村、坂上村、余田村、一宮町
 下関市、一宮町
 豊浦郡豊東村、豊西村、菊川村、黒井村、内日村、一宮町
 8 熊本県
 八代郡下松来麻村、上松来麻村、一宮町
 芦北郡百済来村、一宮町
 玉名郡豊木村、大原村、坂下村、南関村、米富村、神尾村、春富村、一宮町

(四) 期間
 長崎、岡山、鹿児島、宮崎、兵庫、山口及び熊本各県にあつては、昭和二十七年一月五日から同月三十一日まで、昭和二十七年三月一日から同月十五日までの十五日間

京都市にあつては、昭和二十七年三月一日から同月十五日までの十五日間

二 松くい虫等の種類
 一 キイロミシ科に属する害虫
 二 ソウメシ科に属する害虫
 三 カミキリミシ科に属する害虫
 三行うべき措置の内容
 一 松くい虫等の附着している松の樹木の所有者又は管理者は、当該樹木を伐り倒し、枝條を切りとり、その幹及び根を、皮及び皮を剥き、その附着している枝條及び樹皮をその所在地附近で焼却すること。但し、伐根の皮は、害虫の附着している地下の部分までとする。
 二 昭和二十六年九月二十一日以後伐採された松の伐採跡地の所有者又は管理者は、その伐採跡地に放棄された幹及び根を、皮及び皮を剥き、松くい虫等、枝條及び樹皮をその所在地附近で焼却すること。但し、根の皮は、害虫の附着し、又は附着のおそれのある地下の部分までとする。
 三 松くい虫等の所有者又は管理者は、伐採跡地又は松の伐採木等の所有する期間内に三に定める措置を行つた後十日以内に三に定める松林、松の樹木、松の伐採跡地又は松の伐採木等を管理する府県知事を經由して提出すること。この場合、

合、当該申請者が三に定める措置を行つたかどうかを確認して損失補償金を決定交付する。
 二 三に定める松林、松の樹木、松の伐採跡地又は松の伐採木等の所有者又は管理者が、一の(四)に定める期間内に三に定める措置を行わなうときは、当該措置の全部又は一部を農林大臣が行う。但し、この場合、農林大臣が行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の規定に基いて当該措置を行つた場合は、農林大臣が行つた措置に要した費用を、行政代執行法第六條の規定により国庫徴収法の例により、これを徴収する。

別記
 一 金 損失補償見積額
 二 命令による措置
 三 命令による措置
 四 命令による措置
 五 命令による措置
 六 命令による措置
 七 命令による措置
 八 命令による措置
 九 命令による措置
 十 命令による措置

●通商産業省告示第百八十五号
 輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）第一條の規定に基き、輸入に関する事項の公表を次の通り行い、昭和二十六年十二月三日から適用する。
 昭和二十六年十二月四日
 通商産業大臣 高橋龍太郎

五 抽せん期日 昭和二十七年二月九日
 抽せん開始日 昭和二十七年二月八日
 抽せん終了日 昭和二十七年二月八日

六 抽せん期日 昭和二十七年二月十日
 抽せん開始日 昭和二十七年二月五日
 抽せん終了日 昭和二十七年二月五日

七 印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

●大蔵省告示第千八百三十九号
 割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十五年法律第五十三号）第三條第三項の規定に基き、同條第一項の規定による除却予防の命令の内容となる事項を次のように告示する。
 昭和二十六年十二月四日
 農林大臣 池田 勇人

一 区域及び期間
 大蔵大臣 池田 勇人
 二 條 件 附定期貯蓄
 三 取扱の時期 昭和二十六年十二月五日から同二十七年一月三十一日まで
 四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権五個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級 割増金 当せんの数
 特賞 一〇、〇〇〇円
 一等 一〇、〇〇〇円
 二等 一〇、〇〇〇円
 三等 一〇、〇〇〇円
 四等 一〇、〇〇〇円
 五等 一〇、〇〇〇円
 計 四、七九四
 五〇、〇〇〇

六 抽せん期日 昭和二十七年二月十日
 抽せん開始日 昭和二十七年二月五日
 抽せん終了日 昭和二十七年二月五日

七 印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

●大蔵省告示第千八百三十九号
 割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十五年法律第五十三号）第三條第三項の規定に基き、同條第一項の規定による除却予防の命令の内容となる事項を次のように告示する。
 昭和二十六年十二月四日
 農林大臣 池田 勇人

一 区域及び期間
 大蔵大臣 池田 勇人
 二 條 件 附定期貯蓄
 三 取扱の時期 昭和二十六年十二月五日から同二十七年一月三十一日まで
 四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権五個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

川村、坂上村、余田村、一宮町
 下関市、一宮町
 豊浦郡豊東村、豊西村、菊川村、黒井村、内日村、一宮町
 8 熊本県
 八代郡下松来麻村、上松来麻村、一宮町
 芦北郡百済来村、一宮町
 玉名郡豊木村、大原村、坂下村、南関村、米富村、神尾村、春富村、一宮町

(四) 期間
 長崎、岡山、鹿児島、宮崎、兵庫、山口及び熊本各県にあつては、昭和二十七年一月五日から同月三十一日まで、昭和二十七年三月一日から同月十五日までの十五日間

京都市にあつては、昭和二十七年三月一日から同月十五日までの十五日間

二 松くい虫等の種類
 一 キイロミシ科に属する害虫
 二 ソウメシ科に属する害虫
 三 カミキリミシ科に属する害虫
 三行うべき措置の内容
 一 松くい虫等の附着している松の樹木の所有者又は管理者は、当該樹木を伐り倒し、枝條を切りとり、その幹及び根を、皮及び皮を剥き、その附着している枝條及び樹皮をその所在地附近で焼却すること。但し、伐根の皮は、害虫の附着している地下の部分までとする。
 二 昭和二十六年九月二十一日以後伐採された松の伐採跡地の所有者又は管理者は、その伐採跡地に放棄された幹及び根を、皮及び皮を剥き、松くい虫等、枝條及び樹皮をその所在地附近で焼却すること。但し、根の皮は、害虫の附着し、又は附着のおそれのある地下の部分までとする。
 三 松くい虫等の所有者又は管理者は、伐採跡地又は松の伐採木等の所有する期間内に三に定める措置を行つた後十日以内に三に定める松林、松の樹木、松の伐採跡地又は松の伐採木等を管理する府県知事を經由して提出すること。この場合、

合、当該申請者が三に定める措置を行つたかどうかを確認して損失補償金を決定交付する。
 二 三に定める松林、松の樹木、松の伐採跡地又は松の伐採木等の所有者又は管理者が、一の(四)に定める期間内に三に定める措置を行わなうときは、当該措置の全部又は一部を農林大臣が行う。但し、この場合、農林大臣が行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の規定に基いて当該措置を行つた場合は、農林大臣が行つた措置に要した費用を、行政代執行法第六條の規定により国庫徴収法の例により、これを徴収する。

別記
 一 金 損失補償見積額
 二 命令による措置
 三 命令による措置
 四 命令による措置
 五 命令による措置
 六 命令による措置
 七 命令による措置
 八 命令による措置
 九 命令による措置
 十 命令による措置

●大蔵省告示第千八百三十九号
 割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十五年法律第五十三号）第三條第三項の規定に基き、同條第一項の規定による除却予防の命令の内容となる事項を次のように告示する。
 昭和二十六年十二月四日
 農林大臣 池田 勇人

一 区域及び期間
 大蔵大臣 池田 勇人
 二 條 件 附定期貯蓄
 三 取扱の時期 昭和二十六年十二月五日から同二十七年一月三十一日まで
 四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権五個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

輸入公表 (第五十一回) Table with columns: 商品番号, 品目, 決済通貨, 船積地域, 船積期, 輸入限度, 担保の比率, 外貨資金割当, 銀行受付開始日, 銀行受付締切日. Includes items like 022-C210 (ドライ・スミン), 271-0200 (チリ硝石), 599-0290 (ダイゼンZ-78), 054-0919 (生鮮野菜).

郵政省告示第四百七十五号 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)第十三条第四項の規定に基づき、昭和二十六年十二月四日から次の郵便局を改称した。 昭和二十六年十二月四日 現名称 改称 位置 大久保郵便局 改称 佐藤 栄作 瑞穂村郵便局 瑞穂村郵便局 瑞穂村郵便局

郵政省告示第四百七十六号 簡易郵便規則(昭和二十四年郵政省令第七号)第六條の規定に基づき、昭和二十六年十二月一日から次の簡易郵便局を設置した。 昭和二十六年十二月四日 郵便局長 佐藤 栄作 瑞穂村郵便局 瑞穂村郵便局

Table with columns: 品名, 品目, 船積地域, 船積期, 輸入限度, 担保の比率, 外貨資金割当, 銀行受付開始日, 銀行受付締切日. Includes items like 249 Union of Soviet Socialist Republics, 251 Morocco (モロッコ), 252 Spanish Guinea (スペイン領ギニア).

国会事項

議事日程 十一月三十日の議事日程を次の通り。 議事日程 第二十二号 昭和二十六年十一月三十日(金曜日) 午後一時開議

第一 水産資源保護法案(本院提出、参議院同付) 請願 (人事委員会) 一 谷山町の地域給指定に関する請願(第四号) 二 安井村の地域給指定に関する請願(第五号) 三 訓子府村の地域給指定に関する請願(第六号) 四 手稻村の地域給指定に関する請願(第七号) 五 千歳町の地域給指定に関する請願(第八号)

六 常呂町の地域給指定に関する請願(第九号) 七 遠軽町の地域給指定に関する請願(第十号) 八 斜里町の地域給指定に関する請願(第十一号) 九 静内町の地域給指定に関する請願(第十二号) 一〇 大笹津、中浜両村の地域給指定に関する請願(第十三号) 一一 西根島村の地域給指定に関する請願(第十四号) 一二 小倉井町外二箇町の地域給指定に関する請願(第十五号) 一三 三原市の地域給指定に関する請願(第十六号) 一四 吉田村の地域給指定に関する請願(第十七号) 一五 竹田町の地域給指定に関する請願(第十八号) 一六 三重町の地域給指定に関する請願(第十九号) 一七 古川市の地域給指定に関する請願(第二十号) 一八 梶原村の地域給指定に関する請願(第二十一号) 一九 浦河町の地域給指定に関する請願(第二十二号) 二〇 横似村の地域給指定に関する請願(第二十三号) 二一 松島町の地域給指定に関する請願(第二十四号)

二二 松島町の地域給指定に関する請願(第二十五号) 二二 松島町の地域給指定に関する請願(第二十六号) 二二 松島町の地域給指定に関する請願(第二十七号) 二二 松島町の地域給指定に関する請願(第二十八号) 二二 松島町の地域給指定に関する請願(第二十九号) 二二 松島町の地域給指定に関する請願(第三十号) 二二 松島町の地域給指定に関する請願(第三十一号) 二二 松島町の地域給指定に関する請願(第三十二号) 二二 松島町の地域給指定に関する請願(第三十三号) 二二 松島町の地域給指定に関する請願(第三十四号) 二二 松島町の地域給指定に関する請願(第三十五号) 二二 松島町の地域給指定に関する請願(第三十六号) 二二 松島町の地域給指定に関する請願(第三十七号) 二二 松島町の地域給指定に関する請願(第三十八号) 二二 松島町の地域給指定に関する請願(第三十九号) 二二 松島町の地域給指定に関する請願(第四十号)

二二 松島町の地域給指定に関する請願(第四十一号) 二二 松島町の地域給指定に関する請願(第四十二号) 二二 松島町の地域給指定に関する請願(第四十三号) 二二 松島町の地域給指定に関する請願(第四十四号) 二二 松島町の地域給指定に関する請願(第四十五号) 二二 松島町の地域給指定に関する請願(第四十六号) 二二 松島町の地域給指定に関する請願(第四十七号) 二二 松島町の地域給指定に関する請願(第四十八号) 二二 松島町の地域給指定に関する請願(第四十九号) 二二 松島町の地域給指定に関する請願(第五十号)

252 Union of Soviet Socialist Republics (ソ連邦) 253 Andorra (アンドラ) 254 Andorra (アンドラ) 255 Union of Soviet Socialist Republics (ソ連邦) 256 Belgian Congo (ベルギー領コンゴ) 257 ギーニア (ギニア) 258 Nyasaland (ニヤザランド) 259 Ruanda Urundi (ルワンダ・ウランド) 260 Ruanda Urundi (ルワンダ・ウランド) 261 Ruanda Urundi (ルワンダ・ウランド) 262 Ruanda Urundi (ルワンダ・ウランド) 263 Ruanda Urundi (ルワンダ・ウランド) 264 Ruanda Urundi (ルワンダ・ウランド) 265 Ruanda Urundi (ルワンダ・ウランド) 266 Ruanda Urundi (ルワンダ・ウランド) 267 Ruanda Urundi (ルワンダ・ウランド) 268 Ruanda Urundi (ルワンダ・ウランド) 269 Ruanda Urundi (ルワンダ・ウランド) 270 Ruanda Urundi (ルワンダ・ウランド) 271 Ruanda Urundi (ルワンダ・ウランド) 272 Ruanda Urundi (ルワンダ・ウランド) 273 Ruanda Urundi (ルワンダ・ウランド) 274 Ruanda Urundi (ルワンダ・ウランド) 275 Ruanda Urundi (ルワンダ・ウランド) 276 Ruanda Urundi (ルワンダ・ウランド) 277 Ruanda Urundi (ルワンダ・ウランド) 278 Ruanda Urundi (ルワンダ・ウランド) 279 Ruanda Urundi (ルワンダ・ウランド) 280 Ruanda Urundi (ルワンダ・ウランド) 281 Ruanda Urundi (ルワンダ・ウランド) 282 Ruanda Urundi (ルワンダ・ウランド) 283 Ruanda Urundi (ルワンダ・ウランド) 284 Ruanda Urundi (ルワンダ・ウランド) 285 Ruanda Urundi (ルワンダ・ウランド) 286 Ruanda Urundi (ルワンダ・ウランド) 287 Ruanda Urundi (ルワンダ・ウランド) 288 Ruanda Urundi (ルワンダ・ウランド) 289 Ruanda Urundi (ルワンダ・ウランド) 290 Ruanda Urundi (ルワンダ・ウランド) 291 Ruanda Urundi (ルワンダ・ウランド) 292 Ruanda Urundi (ルワンダ・ウランド) 293 Ruanda Urundi (ルワンダ・ウランド) 294 Ruanda Urundi (ルワンダ・ウランド) 295 Ruanda Urundi (ルワンダ・ウランド) 296 Ruanda Urundi (ルワンダ・ウランド) 297 Ruanda Urundi (ルワンダ・ウランド) 298 Ruanda Urundi (ルワンダ・ウランド) 299 Ruanda Urundi (ルワンダ・ウランド) 300 Ruanda Urundi (ルワンダ・ウランド)

- 二〇 土地改良事業費国庫補助額に増額する請願(第三三六号)
- 二一 土地改良事業費国庫補助額等に関する請願(第三三七号)
- 二二 労働加配米廃止反対に関する請願(第三三九号)
- 二三 伊農山漁村に対する長期事業資金貸付に関する請願(第三四五号)
- 二四 十勝岳山ろくの治山事業促進に関する請願(第三五六号)
- 二五 常願寺川上流の治山事業拡充強化に関する請願(第三五七号)
- 二六 団体営土地改良事業費国庫補助増額等に関する請願(第三五八号)
- 二七 厚狭干拓東地区の工事促進に関する請願(第三五九号)
- 二八 同(第三六〇号)
- 二九 開拓地におけるししの被害防止に関する請願(第三六一号)
- 三〇 萩野村地内国有林に砂防工事施行の請願(第三六二号)
- 三一 砂防法制定に関する請願(第三六五号)
- 三二 熊本農地事務局存置の請願(第三六六号)
- 三三 日田市に国立林業試験場設置の請願(第三六七号)
- 三四 仙台農地事務局存置の請願(第三六八号)
- 三五 土地改良及び災害復旧費増額等に関する請願(第三六九号)
- 三六 群馬県を積雪寒冷地帯に指定する請願(第三七〇号)
- 三七 鍋田干拓事業促進に関する請願(第三七二号)
- 三八 本別市街、嘉登牛開森林鉄道敷設の請願(第三七三号)
- 三九 土地改良事業費国庫補助増額に関する請願(第三七四号)
- 四〇 小川部落にため池建設の請願(第三七五号)
- 四一 熊本農地事務局存置の請願(第三七六号)
- 四二 名古屋農地事務局設置の請願(第三七七号)
- 四三 肥料作物採種補助成に関する請願(第三七八号)
- 四四 佐藤川用水改良事業促進に関する請願(第三七九号)
- 四五 装飾師免許制度廃止反対の請願(第三八〇号)
- 四六 同(第三八〇号)
- 四七 トムラウシ開拓道路開設の請願(第三八一号)
- 四八 土地改良及び災害復旧費増額に関する請願(第三八二号)
- 四九 蒲師格制度確立に関する請願(第三八三号)
- 五〇 尾白利加川地区国営かんがい事業促進に関する請願(第三八四号)
- 五一 小清水村地内国有林野内耕地開放に関する請願(第三八五号)
- 五二 農地事務局存置の請願(第三八六号)
- 五三 土地改良及び災害復旧費増額等に関する請願(第三八七号)
- 五四 豊後管内にため池建設の請願(第三八八号)
- 五五 主食配給事務費国庫負担の補償に関する請願(第三八九号)
- 五六 東條川ダム建設に伴う損害補償に関する請願(第三九〇号)
- 五七 鴨川、えん堤附帯工事促進の請願(第三九一号)
- 五八 萩村地内の国有林拂下げに関する請願(第三九二号)
- 五九 装飾師免許制度廃止反対の請願(第三九三号)
- 六〇 水稻病虫害防除費全額国庫負担等に関する請願(第三九四号)
- 六一 農業土木災害復旧費国庫補助等の請願(第三九五号)
- 六二 部落農業団体活動費国庫補助に関する請願(第三九六号)
- 六三 開拓者の安定対策確立に関する請願(第三九七号)
- 六四 積雪寒冷地帯振興臨時措置法に基づく予算措置促進の請願(第三九八号)
- 六五 岡山県の積雪寒冷地帯指定に関する請願(第三九九号)
- 六六 互理郡農業水利改良事業国庫補助の請願(第四〇〇号)
- 六七 及位村地内国有林野開放に関する請願(第四〇一号)
- 六八 長沢村地内開拓地拂下げに関する請願(第四〇二号)
- 六九 農業資金貸付に関する請願(第四〇三号)
- 七〇 土地改良事業補助単位面積引下げに関する請願(第四〇四号)
- 七一 装飾師免許制度廃止反対の請願(第四〇五号)
- 七二 三谷村地内の国有林拂下げに関する請願(第四〇六号)
- 七三 呉味村地内の国有林拂下げに関する請願(第四〇七号)
- 七四 積雪寒冷地帯振興臨時措置法による動力耕り機導入助成に関する請願(第四〇八号)
- 七五 浮羽郡下に林道開設の請願(第四〇九号)
- 七六 農業資金貸付に関する請願(第四一〇号)
- 七七 労働加配米廃止反対に関する請願(第四一一号)
- 七八 同(第四一一号)
- 七九 輸出用草花及び球根の栽培助成に関する請願(第四一二号)
- 八〇 大塚村地内明見川及び舟入川の排水工事施行等の請願(第四一三号)
- 八一 林業行政機構改革に関する請願(第四一四号)
- 八二 熊本農地事務局存置の請願(第四一五号)
- 八三 装飾師免許制度廃止反対の請願(第四一六号)
- 八四 農業改良普及員の行政整理反対の請願(第四一七号)
- 八五 同(第四一七号)
- 八六 落合、蔭間に林道開設の請願(第四一八号)
- 八七 労働加配米廃止反対に関する請願(第四一九号)
- 八八 同(第四一九号)
- 八九 農業改良普及及び都道府県農業改良課拡充強化等に関する請願(第四二〇号)
- 九〇 信濃川左岸の水利改良事業促進に関する請願(第四二一号)
- 九一 鷺津町及び新所村地先の浜名湖埋立に関する請願(第四二二号)
- 九二 動物検疫所庁舎新築等に関する請願(第四二三号)
- 九三 新宮村地内開拓工事促進に関する請願(第四二四号)
- 九四 鉢田町及び新宮村地先干拓心堀補強事業計画に関する請願(第四二五号)
- 九五 殖生浦に干拓工事施行の請願(第四二六号)
- 九六 牧野造成費全額国庫負担等に関する請願(第四二七号)
- 九七 農業災害補償法の二部改正に関する請願(第四二八号)
- 九八 上郷村の供米に関する請願(第四二九号)
- 九九 農林漁業資金貸付に関する請願(第四三〇号)
- 一〇〇 積雪寒冷地帯振興臨時措置法に関する請願(第四三一号)
- 一〇一 国営林道開設促進に関する請願(第四三二号)
- 一〇二 労働加配米廃止反対に関する請願(第四三三号)
- 一〇三 森林法の一部改正に関する請願(第四三四号)
- 一〇四 めい虫防除費国庫補助額に関する請願(第四三五号)
- 一〇五 農地事務局存置の請願(第四三六号)
- 一〇六 奥州、味間農林道開設に関する請願(第四三七号)
- 一〇七 狩猟法の一部改正に関する請願(第四三八号)
- 一〇八 水稲共済掛金率改訂に関する請願(第四三九号)
- 一〇九 保有米確保等に関する請願(第四四〇号)
- 一一〇 丹生川流域の治山治水事業実施促進に関する請願(第四四一号)
- 一一一 南谷川防災ため池建設の請願(第四四二号)
- 一一二 梶並川ため池建設費国庫補助の請願(第四四三号)
- 一一三 七北田郵便局に電話交換事務開始の請願(第四四四号)
- 一一四 鹿島市の電話設備改善に関する請願(第四四五号)
- 一一五 仙台、山形市に電話ケーブル架設の請願(第四四六号)
- 一一六 宝塚地区の電話交換方式改善等に関する請願(第四四七号)
- 一一七 西脇、大坂間直通電話回線増設等に関する請願(第四四八号)
- 一一八 尼崎市の電話網拡充等の請願(第四四九号)
- 一一九 ラジオ共同聴取料値下げに関する請願(第四五〇号)
- 一二〇 六瀬村に電話架設の請願(第四五一号)

- 九 豊岡電報電話局の新築並びに電話交換方式改善の請願(第五八四号)
- 一〇 鳥取県下の電気通信施設整備拡充に関する請願(第六一三号)
- 一一 神岡、富山間直通電話回線新設等の請願(第六二二号)
- 一二 岩間電話局新築促進に関する請願(第六二七号)
- 一三 門司市の電話交換方式改善に関する請願(第六三〇号)
- 一四 小倉村を明燈局通話区域に編入の請願(第六三二号)
- 一五 内川村立石及び近郷を大迫局通話区域に編入等の請願(第六三九号)
- 一六 日田、小国間電話回線増設に関する請願(第六四二号)
- 一七 久慈町にラジオ中継所設置の請願(第六四三号)
- 一八 津賀局を集中局とする市外電話回線の増設に関する請願(第六四四号)
- 一九 千葉電報局の電話交換方式改善等に関する請願(第六四七号)
- 二〇 千葉電報局の電話交換方式改善等に関する請願(第六四七号)
- (建設委員会)
- 一 福岡県下の災害復旧費国庫補助増額に関する請願(第四〇号)
- 二 県道飯早富山線を国道に編入の請願(第四一七号)
- 三 雲石町に住宅金融公庫資金融資の請願(第四二二号)
- 四 災害住宅復旧費国庫補助の請願(第四三三号)
- 五 連合軍による接収農地の借上料増額に関する請願(第六四四号)
- 六 茨陽川下流に防波堤架設等の請願(第六四八号)
- 七 一宮川河口改修工事施行の請願(第六五二号)
- 八 県道飯高島線改修工事費国庫補助の請願(第六五三号)
- 九 災害復旧費国庫補助増額等に関する請願(第一一三三号)
- 一〇 神戸、西脇間道路改修費国庫補助の請願(第一一四号)
- 一一 岩手県の災害復旧費国庫補助増額の請願(第一一五号)
- 一二 災害復旧費増額等に関する請願(第一一六号)
- 一三 区画整理委員改選に関する請願(第一一七号)
- 一四 新田北上下流改修工事施行の請願(第一二四号)
- 一五 信濃川水系砂防工事促進の請願(第一二五号)
- 一六 多聞橋下流地区の魚野川改修工事施行の請願(第一二六号)
- 一七 丹生川改修工事施行の請願(第一二八号)
- 一八 飛騨地方の災害復旧費国庫補助等に関する請願(第一二九号)
- 一九 国連軍射撃用地接收に伴う救済金交付に関する請願(第二二七号)
- 二〇 国道十六号線改修工事促進の請願(第二四八号)
- 二一 千原川砂防工事促進の請願(第二四九号)
- 二二 新北上川下流改修工事施行の請願(第二五〇号)
- 二三 上江橋架替え促進の請願(第二五二号)
- 二四 下呂、飯田間の道路を国道に編入の請願(第二五七号)
- 二五 三陸沿岸道路改修工事促進の請願(第二五八号)
- 二六 村田川改修工事促進の請願(第二五九号)
- 二七 東名運河、門田旧費国庫負担の請願(第三七五号)
- 二八 須川支流小幡沢川砂防工事促進の請願(第三八〇号)
- 二九 県道長岡、桂谷間改修工事費国庫補助の請願(第三八一号)
- 三〇 門川町地内五十鈴川に堤防築設の請願(第三八二号)
- 三一 公営国庫補助庶民住宅建築資金割当に関する請願(第三八三三三三三)
- 三二 吉田川水系改修工事促進等の請願(第三八四七号)
- 三三 木曾川下流しゅんせつ工事施行等の請願(第三八七号)
- 三四 古瀬村地内北上川に堤防築設の請願(第三八七号)
- 三五 道路法の一部改正等に関する請願(第四八二二二)
- 三六 大阪、福住間自動車道路開設の請願(第四八三三三)
- 三七 県道松本高山線を国道に編入の請願(第四八六六六)
- 三八 大根占町の災害防止に関する請願(第四八七七七)
- 三九 根知村地内根知川に砂防工事施行の請願(第五二二二二)
- 四〇 地すべり砂防工事費国庫補助に関する請願(第五三三三三)
- 四一 県道飯早富山線を国道に編入の請願(第五三三三三)
- 四二 災害復旧費国庫補助の請願(第五二二二二)
- 四三 上浦堤上川上、二股間道路開設の請願(第五二二二二)
- 四四 本別町地内別川改修工事施行等の請願(第五二二二二)
- 四五 本別町に上水道敷設の請願(第五二二二二)
- 四六 県道千葉子線改修工事促進の請願(第五二二二二)
- 四七 増田橋架替えの請願(第五二二二二)
- 四八 台風ルースによる災害応急措置に関する請願(第六五五五五)
- 四九 後東下、田下地内の五ヶ瀬川に護岸工事施行等の請願(第六六三三三)
- 五〇 下山、大塚間河川改修の請願(第六六四四四)
- 五一 由良町の海岸沈下に対する救済対策確立の請願(第六六五五五)
- 五二 額別、宇曾丹阿川の治水工事施行の請願(第六六六六六)
- 五三 仁尾町地内柿谷線道路開設促進の請願(第六六七七七)
- 五四 三陸橋架設の請願(第六六八八八)
- 五五 利別橋を永久橋に架替え等の請願(第六六九九九)
- 五六 小平村の護岸工事施行の請願(第六七〇〇〇)
- 五七 二子屋橋下流吉田川の幅員拡張等に関する請願(第六七一一一)
- 五八 清水、日高間道路開設の請願(第六七二二二)
- 五九 不動産取引法制定に関する請願(第六七三三三)
- 六〇 富士川河口移設に関する請願(第六七四四四)
- 六一 江部、雨龍間河川石狩川に架橋の請願(第六七五五五)
- 六二 別川改修工事施行の請願(第六七六六六)
- 六三 町村道木町宮沢線三石川地区改修工事施行の請願(第六七七七七)
- 六四 三石川砂防工事等の請願(第六七八八八)
- 六五 稲見、上野深間道路開設の請願(第六七九九九)
- 六六 舞舞川改修工事促進の請願(第六八〇〇〇)
- 六七 美河、高見間道路開設の請願(第六八〇〇〇)
- 六八 指定府県道三原線線改修工事施行の請願(第六八〇〇〇)
- 六九 指定府県道三原線線改修工事促進の請願(第六八〇〇〇)
- 七〇 三陸間道予定線中女川、雄勝間改修工事施行の請願(第六八〇〇〇)
- 七一 千島川改修工事施行の請願(第八一五五五)
- 七二 余野川改修工事施行の請願(第八一五五五)
- 七三 加古川中流改修工事促進等の請願(第八一五五五)
- 七四 国道三号線中別府、中津間改修工事施行の請願(第八一九九)
- 七五 厚岸本、真龍西町間の厚岸港に架橋の請願(第八二二二二)
- 七六 筑後川改修附帯工事として古川水門地区の排水施設整備の請願(第八二二二二)
- 七七 区画整理委員の任期及び選挙に関する請願(第八二二二二)
- 七八 特別都市計画事業に対する国庫補助の請願(第八二二二二)
- 七九 荒倉隘道開さく工事促進の請願(第八二二二二)
- 八〇 県道越知字和島線改修工事促進の請願(第八二二二二)
- 八一 奥田川防災工事施行の請願(第八二二二二)
- 八二 県道安芸大橋線改修工事施行等の請願(第八二二二二)
- 八三 仁淀川改修工事促進に関する請願(第八二二二二)
- 八四 中筋川改修工事促進の請願(第八二二二二)
- 八五 新川川改修工事促進の請願(第八二二二二)
- 八六 国道十八号線及び県道神戸豊岡線改修工事施行の請願(第八二二二二)
- 八七 矢名瀬、金浦間護国川改修工事施行の請願(第八二二二二)
- 八八 県道岡多線改修促進の請願(第八二二二二)
- 八九 台風ルースによる災害応急措置に関する請願(第八二二二二)
- 九〇 梶延、南沢間道路改修費国庫補助の請願(第八二二二二)

十六條第一項の「予算上又は資金上不可成金の支出を内容とする」との規定に該当するものと認められたので、同條第二項の規定により国会の議決を求めたのであります。が、今般「昭和二十六年政府関係機関予算修正」が成立し、年末手当及び超過勤務手当の一部を基礎賃金に活用することにより、右規定全部を実施し得る見込みが明らかになりましたので、此段御通知いたします。

●議案提出 十一月三十日議員から提出した議案は次の通りである。
 電源開発促進に関する決議案(小金義昭外二十四名提出)
 中小企業金融促進に関する決議案(小金義昭外二十四名提出)
 ●要求書受領 十一月三十日議員から次の議案を委員会の審査を省略された旨の要求書を受領した。
 電源開発促進に関する決議案(小金義昭外二十四名)
 中小企業金融促進に関する決議案(小金義昭外二十四名)
 ●回付議案受領 十一月三十日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。
 ●議案通知 十一月三十日の本院提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。
 水産資源保護法案
 又同日吉田内閣総理大臣から林議長宛、公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件につき通知書を受領した結果、次の件は自然消滅となつた旨参議院に通知した。

●議案通知 十一月二十九日の議事日程は左の通り。
 議事日程 第二十四号
 昭和二十六年十一月二十九日(木曜日)
 午前十時開議
 第一 無着農家解消に関する決議案(案北村一男外十九名発議)
 第二 水産資源保護法案(案議院提出)
 第三 昭和三十六年度に於ける給與の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
 第四 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
 第五 旧外債償還法による借換等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
 第六 裁判官の報酬等に関する法律案(案議院提出)
 第七 検察官の俸給等に関する法律案(案議院提出)
 第八 裁判所職員定額法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
 第九 恩給法の一部を改正する法律案(案議院提出)
 第一〇 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律案の一部を改正する法律案(案議院提出)
 第一一 日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(案議院提出、衆議院送付)
 第一二 職犯者釈放に関する法律案(案議院提出)
 第一三 職犯者の減刑に関する法律案(案議院提出)
 第一四 北海道千歳市に簡易裁判所設置の請願(委員長報告)
 第一五 満二十年以上の旧陸軍共済組合員に年金下附の請願(委員長報告)

第一六 中小企業の融資対策に関する請願(委員長報告)
 第一七 国民金融公庫法中一部改正に関する請願(委員長報告)
 第一八 社会保険診療収入に対する所得割軽減の請願(委員長報告)
 第一九 水あめの物品積戻に関する請願(委員長報告)
 第二〇 水あめ、ぶどう糖の物品積戻に関する請願(委員長報告)
 第二一 ルース台風による災害の困窮救済の請願(委員長報告)
 第二二 揮発油積戻に関する請願(委員長報告)
 第二三 たばこ小売の利益率引上げに関する請願(委員長報告)
 第二四 粗製しょう油およびしょう油原油の収納価格引上げに関する請願(委員長報告)
 第二五 教育財政確立等に関する請願(委員長報告)
 第二六 義務教育費国庫負担制度の確立に関する請願(委員長報告)
 第二七 六三制教育施設整備費国庫補助増額等に関する請願(委員長報告)
 第二八 六三制教育施設整備費国庫補助等に関する請願(委員長報告)
 第二九 六三制教育施設整備費に關する請願(委員長報告)
 第三〇 六三制学校建築費国庫補助増額に関する請願(委員長報告)
 第三一 六三制学校建築費国庫補助に關する請願(委員長報告)
 第三二 六三制校舎整備費国庫補助に關する請願(委員長報告)
 第三三 小学校舎増改築費国庫補助等に関する請願(委員長報告)
 第三四 六三制学校教育費増持に関する請願(委員長報告)

第三五 六三制教育確立に関する請願(委員長報告)
 第三六 六三制教育確立等に関する請願(委員長報告)
 第三七 六三制教育確立促進等に関する請願(委員長報告)
 第三八 教職員の行政整理等に関する請願(委員長報告)
 第三九 教職員の行政整理に関する請願(委員長報告)
 第四〇 小、中学校教職員の行政整理反対に関する請願(委員長報告)
 第四一 教職員の定員確保に関する請願(委員長報告)
 第四二 教職員の行政整理反対等に関する請願(委員長報告)
 第四三 公立学校事務職員の教育公務員特例法適用に関する請願(委員長報告)
 第四四 学校給食施設に關する請願(委員長報告)
 第四五 学校給食法制定に関する請願(委員長報告)
 第四六 学校給食施設整備等に関する請願(委員長報告)
 第四七 学校給食施設整備費に關する請願(委員長報告)
 第四八 寒冷地帯の学校屋内流動場建設費に関する請願(委員長報告)
 第四九 寒冷地帯の中学校屋内流動場建設費に関する請願(委員長報告)
 第五〇 小学校老朽校舎改築費国庫負担に関する請願(委員長報告)
 第五一 九州大学農学部農工学科に干拓工学講座設置の請願(委員長報告)
 第五二 富山大学文学部経済学科の学部昇格に関する請願(委員長報告)
 第五三 静岡大学工学部に電子工学科新設の請願(委員長報告)

公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件
 ●議案通知 十一月三十日参議院において、次の内閣提出案を可決し、内閣の通知書を受領した。
 国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(案議院提出)
 昭和二十六年一般会計予算修正(案第一号)
 昭和二十六年特別会計予算修正(案第一号)
 昭和二十六年度政府関係機関予算修正(案第二号)
 ●議案通知 十一月三十日大池事務局長から池田大臣、高橋通商産業大臣、野田建設大臣、岡東経済安定本部長、事務局長及び岡内閣内閣官房長官宛、次の決議を参考のため送付した。
 又同日大池事務局長から池田大臣、高橋通商産業大臣及び岡内閣内閣官房長官宛、次の決議を参考のため送付した。
 電源開発促進に関する決議案(案議院提出)
 中小企業金融促進に関する決議案(案議院提出)
 ●議案通知 十一月三十日の本院提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。
 水産資源保護法案
 又同日吉田内閣総理大臣から林議長宛、公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件につき通知書を受領した結果、次の件は自然消滅となつた旨参議院に通知した。

●議案通知 十一月二十九日の議事日程は左の通り。
 議事日程 第二十四号
 昭和二十六年十一月二十九日(木曜日)
 午前十時開議
 第一 無着農家解消に関する決議案(案北村一男外十九名発議)
 第二 水産資源保護法案(案議院提出)
 第三 昭和三十六年度に於ける給與の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
 第四 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
 第五 旧外債償還法による借換等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
 第六 裁判官の報酬等に関する法律案(案議院提出)
 第七 検察官の俸給等に関する法律案(案議院提出)
 第八 裁判所職員定額法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
 第九 恩給法の一部を改正する法律案(案議院提出)
 第一〇 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律案の一部を改正する法律案(案議院提出)
 第一一 日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(案議院提出、衆議院送付)
 第一二 職犯者釈放に関する法律案(案議院提出)
 第一三 職犯者の減刑に関する法律案(案議院提出)
 第一四 北海道千歳市に簡易裁判所設置の請願(委員長報告)
 第一五 満二十年以上の旧陸軍共済組合員に年金下附の請願(委員長報告)

第九一 六三制教育施設整備費国庫補助等に関する請願(委員長報告)
 第九二 六三制教育確立に関する請願(委員長報告)
 第九三 六三制教育確立促進等に関する請願(委員長報告)
 第九四 教職員の行政整理等に関する請願(委員長報告)
 第九五 教職員の定員確保に関する請願(委員長報告)
 第九六 学校給食の予算措置に関する請願(委員長報告)
 第九七 学校給食施設に関する請願(委員長報告)
 第九八 学校給食施設整備に関する請願(委員長報告)
 第九九 新制中学校建設費外建設費等国庫補助に関する請願(委員長報告)
 第一〇〇 積雪寒冷地帯の中学校に屋内運動場建設の請願(委員長報告)
 第一〇一 山陰地方の中学校内運動場建設費に関する請願(委員長報告)
 第一〇二 神戸市に商科大学設置の請願(委員長報告)
 第一〇三 ルース台風による被害の復旧に関する請願(委員長報告)
 第一〇四 被災学校復旧に関する請願(委員長報告)
 第一〇五 教職員の生活保障に関する請願(委員長報告)
 第一〇六 電力危機打開に関する請願(委員長報告)
 第一〇七 中国地区の電力危機打開に関する請願(委員長報告)
 第一〇八 停電による損害賠償等に関する請願(委員長報告)
 第一〇九 六三制教育施設整備費国庫補助増額に関する請願(委員長報告)
 ●会期延長通知及び通知書受領 十一月二十八日本院は、国会の会期を十一月二十日午後二時開長することを議決し、即日その旨を衆議院及び内閣へ通知した。
 又同日衆議院から同院は、第十二回国会の会期を十一月二十九日から十一月三十日まで二日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。
 ●請願書及び陳情書送付 十一月二十八日議員、軍人の恩給増額に関する請願外百三十四件の請願および市町村職員給与改訂に関する財源措置の陳情外百三十四件の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。
 ●議案受領 十一月二十七日衆議院が左の内閣提出案を受領した。
 ●議案付託 十一月二十七日議長は、衆議院回付の左の内閣提出案を委員会に付託した。
 ●議案通知 十一月二十七日本院は、衆議院回付の左の内閣提出案は、即日これを衆議院に回付した。
 ●通知書受領 十一月二十七日衆議院から本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。
 又同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
 未復員者給與法等の一部を改正する法律案
 ●議案通知 十一月二十七日本院は、衆議院回付の左の内閣提出案は、即日これを衆議院に回付した。
 ●通知書受領 十一月二十七日衆議院から本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。
 又同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
 未復員者給與法等の一部を改正する法律案

●報告書提出 十一月二十七日委員長から左の報告書を出した。
 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書
 所得税法の臨時特例に関する法律案可決報告書
 恩給法の一部を改正する法律案可決報告書
 昭和二十六年における給與の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案可決報告書
 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律案可決報告書
 物品税法の一部を改正する法律案可決報告書
 糸備安定特別会計法案可決報告書
 法人税法の一部を改正する法律案可決報告書
 農林委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号
 農林委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号
 水産委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号及び第二号
 運輸委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号
 郵政委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号
 電気通信委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号
 通商産業委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号及び第二号
 通商産業委員会陳情審査報告書第一号同特別報告第一号

一、関係当事者及び業務の及ぶ地域
 組合員 日本電気産業労働組合
 (本部所在地 東京都中央区東横街五ノ二)
 北海道電力株式会社
 東北電力株式会社
 東部電力株式会社
 中部電力株式会社
 関西電力株式会社
 中国電力株式会社
 四国電力株式会社
 九州電力株式会社
 及び右九社を以て構成する電気事業者経営者会議
 所在地 東京都千代田区神田三崎町

二、関係公益事業 労働関係調整法第十八條第一項第一号の定める運輸事業
 三、調停申請事項 越年賃金支給の件
 四、申請のあつた日 昭和二十六年十一月十五日
 昭和二十六年十二月二十六日
 中央労働委員会

○日通争議調停に関する公表 全日通労働組合から昭和二十六年十一月十五日左の通り調停の申請があり、中央労働委員会は十一月二十一日第百四十五回総会において審議の結果、労働関係調整法第十八條第三号の規定に基づいてこの調停を行うことを決議したから、この旨を公表する。

一、関係当事者及び業務の及ぶ地域
 使用者側 日本通運株式会社(本社所在地 東京都中央区日本橋室町一ノ二)
 組合員 全日通労働組合(本部所在地 東京都千代田区三年町一番地)

二、関係公益事業 労働関係調整法第十八條第一項第一号の定める運輸事業
 三、調停申請事項 越年賃金支給の件
 四、申請のあつた日 昭和二十六年十一月十五日
 昭和二十六年十二月二十六日
 中央労働委員会

正 議
 昭和二十六年十一月二十四日官庁事項最高裁判所の部 清水清に対する再審による無罪判決の公示(中四八頁一段一三行)墨田キタエは「黒田キタエ」の誤植

○電波監理委員会 電波法第八十三條の規定により、白黒式テレビジョン放送に関する送信の標準方式案について、聴聞を開き、その結果、電波法第八十九條の規定により利害関係者としてこの聴聞に参加した方は、次の各事項御通知の上、主任審理官に申し出て下さい。

一、事案 (左記)
 二、聴聞の期日 昭和二十七年一月十七日(午前七時開始)
 三、場 所 東京都港区青山北町四の二電波監理委員会
 四、審理官 主任審理官 柴橋 隆隆
 補佐する審理官 西松 武一
 五、参加申出の手續 主任審理官宛て、次の事項を記載した文書にその印を添えて、十二月二十日までに東京都港区青山北町四の二電波監理委員会事務課に送付して下さい。
 (住所、職業及び氏名)

(判例関係のある理由(できるだけ具体的に記載すること))
 白黒式テレビジョン放送に関する送信の標準方式案
 一、用語の定義
 1 「走査」とは、画面を構成する線の輝度の低下を逐次分析して行つたことをいふ。
 2 「映像信号」とは、検査にわたつて生ずる直接的電圧の変化であつて、音声その他の音響を伝送するためのものをいふ。
 3 「音声信号」とは、音声その他の音響にしたがつて生ずる直接的電圧の変化であつて、音声その他の音響を伝送するためのものをいふ。
 4 「同期信号」とは、映像を同期させるために伝送する信号をいふ。
 5 「映像信号搬送波」とは、映像信号及び同期信号を伝送するための搬送波をいふ。
 6 「音声信号搬送波」とは、音声信号を伝送するための搬送波をいふ。
 7 「プレエンファシス」とは、通常の信号波をその周波数帯のある部分に強めることをいふ。
 二、周波数帯幅及び周波数の配置
 1 テレビジョン放送に使用する周波数帯幅は、六〇〇〇Hzとする。

二、参加の許否 参加の許否は、聴聞の期日までに通知します。
 七、照会 事案の詳細その他不明の点については、右の審理課(電話赤坂六八六一内線一三八)又は各地方電波監理局に照会して下さい。
 昭和二十六年十二月四日
 電波監理委員会 柴橋 隆隆
 主任審理官

三、同期信号は、電源周波数に對して非同期とする。
 四、同期信号の変調の型式は、振幅変調とし、最大周波数偏移は(θ)は、七・五マイクロ秒の時定数を有するインピーダンス周波数特性の回路により、プレ・エンファシスを行うものとする。
 五、音声信号によつて変調された電波が前項の規定による場合の電波と等しい特性を有するものであるときは、前項の規定によらないこととする。
 六、変調は、被写体の輝度が増加するとき、射電力が減少する方式とする。
 七、同期信号は、電源周波数に對して非同期とする。
 八、同期信号の変調の型式は、振幅変調とし、最大周波数偏移は(θ)は、七・五マイクロ秒の時定数を有するインピーダンス周波数特性の回路により、プレ・エンファシスを行うものとする。
 九、音声信号によつて変調された電波が前項の規定による場合の電波と等しい特性を有するものであるときは、前項の規定によらないこととする。
 十、変調は、被写体の輝度が増加するとき、射電力が減少する方式とする。

法務府公告
 ○工場財団
 東京都中央区銀座七丁目一番地朝日麦酒株式会社から西宮市門田町四三番地三三、三三、三三、三三、三三番地に所在する同会社西宮工場に属する構築物等器具に對し新たに工場財団に属すべきものとして変更登記の申請があつたから右財団に属すべき動産につき権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分債権者は本公告掲載の日より三十日以内にその権利を当行に申出られた。
 但し、工場財団に属すべきものの目録は当行に備付あり関係者の閲覧に供する。
 昭和二十六年十二月四日
 神戸地方法務局西宮出張所

大蔵省公告
 ○在外会社の在外店舗所有
 旧日本占領地域に本店を有する会社の本店に在る財産の整理に関する政令(昭和二十四年政令第二百九十一号)第五條第一項の規定に基づき、在外会社の在外店舗所有登記簿一覽表を次のとおり承認したから、同條第五項の規定により公告する。
 昭和二十六年十二月四日
 法務総裁 大橋 武夫
 外務大臣 吉田 茂
 大蔵大臣 池田 勇人
 東都製糖株式会社所有
 一株の金額 五十円(全額拂込)
 記号番号 甲四三七七
 記号番号 乙四三三三
 記号番号 丙四三三三
 記号番号 丁四三三三
 記号番号 戊四三三三
 記号番号 己四三三三
 記号番号 庚四三三三
 記号番号 辛四三三三
 記号番号 壬四三三三
 記号番号 癸四三三三
 記号番号 甲四三三三
 記号番号 乙四三三三
 記号番号 丙四三三三
 記号番号 丁四三三三
 記号番号 戊四三三三
 記号番号 己四三三三
 記号番号 庚四三三三
 記号番号 辛四三三三
 記号番号 壬四三三三
 記号番号 癸四三三三

日通争議調停に関する公表 全日通労働組合から昭和二十六年十一月十五日左の通り調停の申請があり、中央労働委員会は十一月二十一日第百四十五回総会において審議の結果、労働関係調整法第十八條第三号の規定に基づいてこの調停を行うことを決議したから、この旨を公表する。

一、関係当事者及び業務の及ぶ地域
 使用者側 日本通運株式会社(本社所在地 東京都中央区日本橋室町一ノ二)
 組合員 全日通労働組合(本部所在地 東京都千代田区三年町一番地)

二、関係公益事業 労働関係調整法第十八條第一項第一号の定める運輸事業
 三、調停申請事項 越年賃金支給の件
 四、申請のあつた日 昭和二十六年十一月十五日
 昭和二十六年十二月二十六日
 中央労働委員会

一、関係当事者及び業務の及ぶ地域
 使用者側 日本通運株式会社(本社所在地 東京都中央区日本橋室町一ノ二)
 組合員 全日通労働組合(本部所在地 東京都千代田区三年町一番地)

二、関係公益事業 労働関係調整法第十八條第一項第一号の定める運輸事業
 三、調停申請事項 越年賃金支給の件
 四、申請のあつた日 昭和二十六年十一月十五日
 昭和二十六年十二月二十六日
 中央労働委員会

一、関係当事者及び業務の及ぶ地域
 使用者側 日本通運株式会社(本社所在地 東京都中央区日本橋室町一ノ二)
 組合員 全日通労働組合(本部所在地 東京都千代田区三年町一番地)

二、関係公益事業 労働関係調整法第十八條第一項第一号の定める運輸事業
 三、調停申請事項 越年賃金支給の件
 四、申請のあつた日 昭和二十六年十一月十五日
 昭和二十六年十二月二十六日
 中央労働委員会

一、関係当事者及び業務の及ぶ地域
 使用者側 日本通運株式会社(本社所在地 東京都中央区日本橋室町一ノ二)
 組合員 全日通労働組合(本部所在地 東京都千代田区三年町一番地)

二、関係公益事業 労働関係調整法第十八條第一項第一号の定める運輸事業
 三、調停申請事項 越年賃金支給の件
 四、申請のあつた日 昭和二十六年十一月十五日
 昭和二十六年十二月二十六日
 中央労働委員会

一、関係当事者及び業務の及ぶ地域
 使用者側 日本通運株式会社(本社所在地 東京都中央区日本橋室町一ノ二)
 組合員 全日通労働組合(本部所在地 東京都千代田区三年町一番地)

二、関係公益事業 労働関係調整法第十八條第一項第一号の定める運輸事業
 三、調停申請事項 越年賃金支給の件
 四、申請のあつた日 昭和二十六年十一月十五日
 昭和二十六年十二月二十六日
 中央労働委員会

日本實業株式會社發行株式
一株の金額 五十円(全額拂込)
記号番号 第五新波九四八五号、銅

日新化学工業株式會社發行株式
一株の金額 五十円(全額拂込)
記号番号 第三七九二二号、新は九四

裁判所公告(甲は對色)
○公示催告
昭和二十六年(家)第七三三三號

裁判所公告(甲は對色)
○公示催告
昭和二十六年(家)第七三三三號

裁判所公告(甲は對色)
○公示催告
昭和二十六年(家)第七三三三號

(一)名義人野村正次記号番号(丙)第一〇〇号(乙)名義人黒川正一記号番号(丙)第九四四号、黒川正一記号番号(丙)第九四四号、黒川正一記号番号(丙)第九四四号

○失踪に関する届出の催告
昭和二十六年(家)第八九四四號
本籍及び最後の住所東京都台東区

○失踪に関する届出の催告
昭和二十六年(家)第八九四四號
本籍及び最後の住所東京都台東区

○失踪に関する届出の催告
昭和二十六年(家)第八九四四號
本籍及び最後の住所東京都台東区

○失踪に関する届出の催告
昭和二十六年(家)第八九四四號
本籍及び最後の住所東京都台東区

Table with financial data for '第五期決算公告' (5th Period Financial Statement Announcement) for '株式会社化学工業日報社'.

Table with financial data for '第二十七期決算公告' (27th Period Financial Statement Announcement) for '株式会社九尾屋'.

Table with financial data for '第十一期決算公告' (10th Period Financial Statement Announcement) for '株式会社'.

Table with financial data for '第八期決算公告' (8th Period Financial Statement Announcement) for '株式会社'.

Table with financial data for '第五期決算公告' (5th Period Financial Statement Announcement) for '株式会社'.

会社その他の公告 (Company and Other Announcements) section containing various notices.

解散公告 (Liquidation Notice) for '株式会社'.

解散公告 (Liquidation Notice) for '株式会社'.

解散公告 (Liquidation Notice) for '株式会社'.

解散公告 (Liquidation Notice) for '株式会社'.

